

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 規 則

- 鹿 児 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (雇 用 労 政 課 取 扱 い) 1
- 農 業 協 同 組 合 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (農 業 経 済 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (建 築 課 取 扱 い) 2

### 監 査 委 員 告 示

- 鹿 児 島 県 監 査 基 準 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 (※) (監 査 委 員 事 務 局 取 扱 い) 2

## 規 則

鹿 児 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 14 号

鹿 児 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 規 則 (昭 和 44 年 鹿 児 島 県 規 則 第 102 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 を 次 の よう に 改 め る。

別 表 (第 2 条 関 係)

訓 練 課 程	訓 練 科	訓 練 期 間	訓 練 生 定 員
普 通 課 程	情 報 電 子 科 (電 気 ・ 電 子 系 電 子 機 器 科)	1 年	10 人
普 通 課 程	グ ラ フ ィ ッ ク デ ザ イ ン 科 (デ ザ イ ン 系 商 業 デ ザ イ ン 科)	1 年	20 人
普 通 課 程	〇 A 事 務 科 (オ フ ィ ス ビ ジ ネ ス 系 〇 A 事 務 科)	1 年	20 人
短 期 課 程	介 護 福 祉 サ ー ビ ス 科	1 年	20 人
短 期 課 程	ア パ レ ル 科	1 年	10 人
短 期 課 程	ワ ー ク ト レ ー ニ ン グ 科	1 年	20 人

注 訓 練 科 の 欄 中 ( ) 内 は , 職 業 能 力 開 発 促 進 法 第 19 条 の 規 定 に 基 づ く 職 業 訓 練 の 基 準 上 の 訓 練 科 名 で あ る 。

### 附 則

こ の 規 則 は , 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

農 業 協 同 組 合 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 5 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 規 則 第 15 号

農 業 協 同 組 合 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

農 業 協 同 組 合 法 施 行 細 則 (平 成 19 年 鹿 児 島 県 規 則 第 46 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 16 条 第 1 項 中 第 5 号 を 削 り , 第 6 号 を 第 5 号 と す る 。

第 20 条 第 1 項 中 「か ら 第 3 号 ま で , 第 7 号 か ら 第 10 号 ま で 若 し く は 第 15 号 か ら 第 17 号 」 を

「第 2 号若しくは第 5 号から第 9 号」に、「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同条第 2 項中「第 58 条第 1 項第 6 号」を「第 58 条第 1 項第 6 号、第 11 号」に改める。

第 31 条中「第 231 条第 1 項第 22 号」を「第 231 条第 1 項第 18 号」に改める。

第 34 条の 2 第 3 号中「第 2 号」を「前号」に改める。

別記第 44 号様式中「第 231 条第 1 項第 22 号」を「第 231 条第 1 項第 18 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 16 号

鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県営住宅条例施行規則（平成 4 年鹿児島県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 9 に次の 3 号を加える。

(4) 入居者が、同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、これに相当する日として知事が別に定める日）から 3 年を経過していない者である場合

(5) 入居者が、婚姻の予約者と同居しようとする場合

(6) 入居者及び同居者に 3 世代以上の直系の親族が含まれる場合

第 2 条の 2 第 4 項第 1 号中「中学校の課程（義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の課程を含む。第 6 項において同じ。）を修了する」を「18 歳に達する」に、「月」を「年度」に改め、同条第 6 項第 1 号中「中学校の課程を修了する」を「18 歳に達する」に、「月」を「年度」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 監 査 委 員 告 示

### 鹿児島県監査委員告示第 1 号

鹿児島県監査基準の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	地頭所恵
同	大 藺 豊
同	山田国治
同	上山貞茂

鹿児島県監査基準の一部を改正する告示

鹿児島県監査基準（令和 2 年鹿児島県監査委員告示第 1 号）を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「鹿児島県個人情報保護条例（平成 14 年鹿児島県条例第 67 号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。